

# 政治思想の「空間論的転回」

土地・空間・場所をめぐる震災後の政治学的課題を理解するために

犬塚 元

## はじめに 政治思想と土地・空間・場所

2011年の東日本大震災や原子力発電所事故がもたらした重大な帰結のひとつは、土地・空間・場所との関係の破壊（displacement）である。

多くの個人、コミュニティ、自治体（地方公共団体）は、放射性物質による汚染によって、土地からの避難を強いられた。政府の指示にもとづく場合であれ、自己判断にもとづく場合であれ、それは、自らが望んだわけでも引き起こしたわけでもない汚染による、空間からの強制的な排除であった。生活空間とのつながりを突如として切断されて、いつ戻れるか予測できない不安定な状態に置かれることは、きわめて重大なアクシデントである。住居、人間関係、生まれ故郷、仕事が一気に失われる経験が生じた。土地との関係の破壊は、津波被害や、その後の災害危険区域指定によっても、さらには放射性廃棄物の貯蔵・処分施設の建設過程においても、生じている。

原発事故による避難の事例において大きな争点であり続けているのは、避難者に対する賠償や公的支援である。だが、だれ・なにに対して、どのような原理や理由づけにもとづいて、なにを資源にして、なにを行うか、をめぐってさまざまな論点がある（関西学院大学災害復興制度研究所ほか2015）。自主避難者をめぐる対応はその一例である。避難指示対象区域外から避難した人々に対しては、無限責任を負う事業者からは最大でひとり総額12万円（子ども・妊婦は最大68万円）の慰謝料等が払われたのみで、公的支援（災害救助法を適用した住宅無償提供、借上住宅の家賃助成）が避難先での生活を支えたが、福島県はそれを2017年3月に打ち切った。土地・空間・場所との関係の破壊に対する賠償や支援のありかたをめぐる問いは、土地・空間・場所との関係をどのようなものとして理解するか、という理論的な問いと直結する。たとえば、所有物（土地・家屋）に対する財物賠償というスキームでは、借地借家を拠点として生活空間を築いてきた居住者は、賠償の対象外となってしまうかねない。後者が被った不正義・不利益を表現するためには、所有権とは別の種類の、土地との関係にも着目する必要があるだろう。

初学者向けの政治学の参考書では、イエリネックやケルゼンの学説にもとづいて、国家の3要素のひとつとして土地（領土）が挙げられることが多いが、実際には、政治学・政治思想研究において、政治現象と土地・空間・場所の関係について必ずしも十分な研究知見の蓄積があるわけではない<sup>1)</sup>。土地や場所との関係について語るのは、ロマン主義、ナショナリズム、コミュニティアニズムである、あるいはブルジョア的（所有的個人主義）であるという短絡ゆえに、土地・空間・場所との関係について真剣に検討・分析することは忌避されてきた、とすら言うかもしれない。ここには、空間について語ることは（時間について扱う場合と同じように<sup>2)</sup>）

偏った特殊主義に陥りやすい、という懸念が見え隠れする。しかし、原発事故後の事態をふまえて、土地との安定した関係の剥奪を不正義とみなし、土地との関係について学問的に検討しようとする営みを、偏った特殊主義として切り捨てることはできないはずである。

たしかに、土地との関係を剥奪・切断されることは、谷中村や徳山村の事例を挙げるまでもなく、近代日本に限っても今回の原発事故が初めての経験ではない<sup>3)</sup>。ひろく知られているように、20世紀の全体主義のなかで土地や祖国を追われた経験は、しばしば、植物のメタファーを用いて、根（ルート）を失うことと表現された。シモヌ・ヴェユは、ナチス・ドイツに祖国フランスが征服されたのち、1943年に亡命先のロンドンで、集団に「複数の根をもつこと」を「人間の魂のもっとも重要な欲求」として位置づけたうえで、根づきを妨げる「根こぎ」（根を引き抜くこと）や、その原因を分析した（『根をもつこと』<sup>4)</sup>）。

同じように「根を失ったこと」を論じたハンナ・アレントの『全体主義の起源』が、国民国家からの排除を、「諸権利をもつ権利」の喪失として表現したこともよく知られている。それは、国民国家のメンバーシップから除外された無国籍者が、人権の保障主体を欠いたこと（普遍的人権が個別的市民権に依存したこと）を意味している。彼ら彼女らは、「故郷（ホーム）」を喪失した。それは、「そこに生まれ落ちて、そこで自らのために世界のなかの固有の場をつくる社会的テクスチャーのすべて」、すなわち、言葉と活動に意味を与える「世界のなかの場」、の喪失であった（Arendt 1973: 293, 296）。

土地・空間・場所との関係に注目するわれわれの観点からこの議論で興味深いのは、アレントの関心の中心が、政治共同体への帰属（シチズンシップ）にあった点である。つまり、故郷（ホーム）や植物の根というメタファーを用いてはいるものの、ここでのアレントの第一義的な関心は、物理的な土地・空間・場所との関係ではなくて、人的集団への帰属（メンバーシップ）にあった。

アレントによれば、国民国家が、移民・無国籍者の問題に適切に対応できなかった原因は、政治共同体のメンバーシップの要件を空間的帰属（「領域に存在するものはすべて領域である *quid quid est in territorio est de territorio*」という中世的な領域原理）にではなく、ネイションという人的集団の一員であることに求めたからであった。無国籍者は、国家の領域内に物理的に居住・存在していたとしても、ネイションの一員ではないがゆえに、国家のメンバーシップを認められなかった。つまり、故郷喪失は、「空間の問題ではなく政治組織の問題」であった（Arendt 1973: 280, 294）。アレントのこの議論が、いかなる意味において土地・空間・場所との関係をめぐる議論であるのかは、慎重に検討されるべきである。

このことは、概念的に区別される政治共同体の2つの側面——人的関係性（社団性、人間と人間のあいだの関係性）としての側面と、領域的關係性（領域性、土地や空間に立脚した関係性）としての側面——のうち、人的関係性にウエイトをおいて政治共同体を理解することが、ヨーロッパ政治思想史では古代ギリシア以来ひろく見られたことと関連している<sup>5)</sup>。それは、過去の政治思想だけでなく、現代の政治思想研究にも共通した傾向である。地縁・血縁共同体からの個人の解放や、個人の作為にもとづく秩序形成という観点から、土地に根ざす領域的關係性よりも、脱領域的な人的関係性に対して肯定的・好意的な評価が与えられてきたことは、社会契約、自発的結社、ゼクテ、市民社会をめぐるこれまでの政治思想研究から伺うことができる。土地・空間・場所との関係について語ることは、偏った特殊主義に陥りやすい、という前提的理解は

ここにも潜んでいる。

「越境」や「移動」を問うシンポジウムに由来するこのエッセイは、震災・原発事故後の土地剥奪に関わる実践的・理論的課題をふまえて、一見すると「越境」や「移動」とは対極にあるようにも思われる、土地・空間・場所との関係を主題として採りあげる。ここでは、「空間論的転回 spatial turn」と呼びうる近年の動向もふまえながら、さまざまな言説や研究を渉猟する手法によって、土地・空間・場所との関係というテーマをめぐって、政治学・政治思想研究に関わる論点・争点を整理してみたい。この小文でめざすのは、東日本大震災後の具体的な状況・課題を考察するための、大まかな交通整理である。まずは、分析の前提として、最初の2節において、ヨーロッパ政治思想史における土地・空間・場所の扱いを確認しておこう。

## 1 ヨーロッパ政治思想史における放浪と定住

土地・空間・場所や領域国家をめぐって、政治思想研究では、境界線をめぐる論点がよく知られている。政治共同体が境界線を策定して囲いこむことの閉鎖性・抑圧性や、境界線そのものの恣意性がこれまで批判的に吟味されてきた<sup>6)</sup>。もとより境界線は、空間的境界線をもち、ボーダーコントロールを行う領域国家だけに限られる要素ではなく、すでに確認したアレントの議論にも明らかのように、人的関係性としての政治共同体にも存在する。それは、メンバーの範囲を定める。こうした境界線の政治学の観点から、この四半世紀とくに吟味にさらされてきたのが、近代の政治共同体の標準モデルとみなされてきた国民国家(ネーション・ステイト)や、その基礎とされるネーションであった<sup>7)</sup>。国民国家やネーションをめぐる議論においては、しばしば、それらの閉鎖性に對置して、越境性、脱領域性が望ましいと論じられてきた。

閉鎖的か越境的かというこの対抗軸は、定住か移動か、という対抗軸としても論じられている。伊豫谷登土翁は、移動より定住を常態として位置つけた西洋近代のバイアスを批判している(伊豫谷 2007)。それは、「いままでの社会科学や哲学が、移動をせず定住している人間を規範として、移動する人々をそこからの逸脱として捉えてきたこと、そして、定住を前提とした上で移動を説明すべき特別な現象とみなしてきたこと」(美馬 2011: 59)に対する異議申し立てである。定住に対する批判は、しばしばノマドロロジーという概念を用いて表現されてきた(『千のプラトー』第12章)。

こうした指摘のとおり、ヨーロッパの政治思想史において、移動を悪しき放浪とみなし、これに対して、定住して土地に根ざすことを肯定的に評価する言説、つまり、移動から定住への移行を質的向上と位置づける言説は、たしかに少なくない。

そうした定住パラダイムは、オデュッセウスの10年の放浪と帰還、イスラエル人の出エジプト後の40年の放浪と「約束の地」への到着のように、すでに、古代の神話的想像力のうちに確認できる。『旧約聖書』創世記(第10章、第11章)のノアの系譜学——すなわち、ノアの3人の子ども(ヤベテ、セム、ハム)の家系が「言語の混乱」によって各地に散り散りになり、放浪ののちに定住して各民族の祖先になった、とする人類史理解——は、18世紀啓蒙期に挑戦を受けるまで、アダムに由来する人類単一起源説の一部として、ヨーロッパ世界にひろく流通していた(ボリアコフ 1985, ポーコック 2013, ch.13)。たとえば、『統治二論』には、アブラハム

の時代に至っても定住・所有以前の遊牧段階であったとの指摘があり、ジョン・ロックの政治論の前提にも、放浪から定住へという人類史理解が存在している（第二論文第38節）。

より一般的に言えば、17世紀の、自然法学にもとづく社会契約論は、社会契約による自然状態から政治状態（政治共同体）への移行を、放浪から定住への移行に重ねあわせる傾向にあった。ホブズの政治思想では、社会契約によって主権者が登場して初めて空間の線引き（所有権）が確定し、ロックの政治思想では、空間の線引きを保障するために社会契約がなされる。

同様のことは、18世紀啓蒙の文明社会論についても指摘できる。スミスやテュルゴーに始まる四段階発展論では、大きく分けて、狩猟採集（「未開」）・遊牧（「野蛮」）という放浪期と、農耕・商業という定住期が区分されている。啓蒙の文明社会論は、定住して土地に根づくことこそが人間や社会のあるべき姿であるという価値観を、文明論の語彙によって明示的に表明する。定住にもとづく社会構造こそが、所有、法・政治システム、生産と流通（経済活動）、社交と文化、一言で言えば文明発展を可能にするというのである（ミーク 2015, ポーコック 2013, ch.13）。「高貴な未開人」という概念に象徴されるルソーの文明批判は、こうした歴史理解を継承したうえで評価を反転させたものである。文明発展論における時間軸上の序列が、空間軸上に変換・投影されると、「高貴ならざる未開人」の観念によって、他文化・他地域に対する抑圧や征服を正当化する論理に転化していく。

civil society や civilized society の基盤には placement がある、というこうした定住パラダイムの構図は、アレントの『全体主義の起源』にも影を落としている。政治共同体から排除されて人権を失った人々は、「政治理論が「自然状態」と名づけ文明社会が野蛮状態と呼ぶものに逆戻りしてしまった」（アレント 1981: 34, 286, 伊藤 2013: 27）。

ヨーロッパの政治思想史におけるこうした定住パラダイムにおいて、土地・空間・場所との安定的な関係を論じるためにしばしば用いられたのは、所有権 property という法的概念である。17世紀の自然法学、18世紀の文明社会論の政治思想において、定住、所有権、政治共同体、文明は、ひとつながりにコロラリーとして論じられることが多かった。それゆえ、われわれは次に、所有権をめぐる政治思想史に目を向けることになる。

## 2 所有権で論じうること、論じえないこと

ヨーロッパにおける所有権をめぐる政治思想史は、大きく分けて、2つの潮流に区分することができる。つまり、土地所有と政治の関連は、2つのパターンで論じられてきた。

まず第一に、所有権を、政治的能力・資質の条件とする議論の系譜がある。古代ギリシア以来、土地所有は、しばしば、政治を担うに相応しい能力・資質を担保する社会経済的条件とみなされた。土地所有によって他者に依存しない社会経済的自律が保障されて、そのことによって各人の政治的自律や自由が保障される、という発想である。土地所有を市民の政治的徳の条件とみなす共和主義思想は、こうした発想のひとつのヴァリエーションであり、そのうえでたとえばハリントンは土地の平等な分配を主張した。所有権を政治参加の要件とするこうした議論は、狭義の共和主義に限らず、土地所有階層（たとえば貴族やジェントリ）を政治の担い手とみなしたヒューム、スミス、ヘーゲルらの政治思想にも継承されている（ライアン 1993: ch.2）<sup>8)</sup>。

図式的に表現するならば、このモデルが論じているのは、所有権にもとづく政治であり、ここにおいて所有権は手段であり、望ましい政治が目的である。こうした思想は、のちには、財産にもとづいた制限選挙を正当化する議論のなかにも確認できる。

第二に、これとは区別できる自由主義型の議論の系譜がある。それは、土地所有を政治参加の条件ではなく、政治が保障すべき目的として位置づける。図式的に表現するならば、ここで論じられるのは所有権のための政治であり、ここにおいては政治が手段で、所有権は目的である。よく知られるように、ロックがこの系譜を代表する。ロックは、自己所有（自己に対する所有）の延長に土地所有を位置づけて、こうした各人のプロパティを保存するために、政治共同体や政治権力が創設されたと論じた。最初に労働を混合することによって所有権が発生するとしたロックの議論は、他人への一定の配慮（いわゆる「ロック的但し書き」）のもとに、所有権の不平等を容認している（『統治二論』第二論文第27節）。

もとよりこれらの思想を批判した系譜もある。所有権の政治思想史における第一の系譜、第二の系譜は、アプローチこそ異なるが、いずれも、土地所有者を担い手とする政治を説くものであったが、これに対して19世紀から20世紀には、平等や民主化の理念のもとに、「持たざる者」を排除するそうした政治に対して異議申し立てが続いた。C・B・マクファーソンはマルクス主義の見地から、「所有的個人主義」という分析概念を用いて、ホブズ、レヴェラーズ、ハリントン、ロックを包括的に分析して、近代自由主義が、所有にもとづいた自由な個人や市場を理論的前提にしていることを批判的に指摘した（マクファーソン1980）。所有権の不平等や特権性を批判する観点には、現代の社会運動やラディカリズムにも継承されており、そのなかでは、異議申し立ての手段としてスクワティング（不法占拠）が論じられることがある（酒井2011）<sup>9)</sup>。これとは別に、マオリが土地を崇拜の対象とするように、「所有的個人主義」は、特定の空間理解・時間理解を前提にした西洋固有の発想にすぎないとの指摘もなされている（ポーコック2013, ch.13）<sup>10)</sup>。

他方、こうした批判の系譜とは対照的に、ロックの議論を継承してその洗練をめざすのが、現代のリバタリアニズムである。リバタリアニズムは、自己所有権にもとづいた個人の自由を最大限優先すべきことを原則とする政治思想であり、個人の所有と自由の保障のために手段（エージェント）として政治共同体を構成する、というロックの社会契約説の論理を純化させている。この論理を突き詰めたとき、政治共同体は、自由な個人が自らの便益にもとづいて設立・加盟する連合体となる。このリバタリアン型の政治共同体は、個人とその土地所有のパッケージ、という基本モジュールの足し算によって構成される関係性である。

土地・空間・場所との関係に注目するわれわれの観点から興味深いのは、こうしたリバタリアン型の政治共同体が、領域性や、領域性と社団性の関係について、きわめて明確なひとつのヴァージョンの理解を提示していることである<sup>11)</sup>。ここでは、土地・空間・場所との安定的な関係は、必ずしも囲い込むことや閉鎖性を意味するわけではない。

各個人の自己決定にもとづいて締結された連合体としてのこの政治共同体は、明らかなように、開放性をそなえている。たしかに、所有権の本質は、他者のアクセスを「排除する権利」である（Schmidtz 2011）。しかし、土地所有者からなるこの政治共同体の境界線は、必ずしも閉鎖的・固定的ではない。各個人は、自らの自由意志にもとづいて、土地を売買・譲渡したり、

土地所有とのパッケージごと政治共同体から脱退・離脱したりすることが可能だからである<sup>12)</sup>。

言い換えれば、このリバタリアン型の政治共同体のモデルでは、その領域性(領域的關係性)は、社団性(人的關係性)に完全に従属している。この政治共同体は、人間同士の連合体として成立し、政治共同体の領域は、この連合体に参画した各個人の土地所有の合算である。メンバーの離脱や加盟は、そのまま、政治共同体の物理的境界線の変動を意味する。現代国家の実務的・理論的前提からすれば、各個人が自らの所有権にもとづいて、政治共同体の領土の境界線や統一性を変更できる、という論理的帰結はきわめて論争的であろう。

個人の所有権と、政治共同体の領土権の関係をめぐるとの論点については、山岡龍一が、H・スタイナーのグローバル正義論をめぐるとの論争を紹介するなかで、明確な整理を与えている。ロックの『統治二論』に遡るならば、ロック自身は、社会契約がひとたび成立したのちのメンバーの分離独立を明示的に禁じている(第二論文第117節)。山岡によれば、これは、国家の領土権(領土の安定性・緊密性を維持する主権)に配慮した議論であり、その結果ロックの政治思想のなかでは、個人の所有権と国家の領土権は併存して緊張関係にある。この緊張関係はロックに限られない<sup>13)</sup>。山岡によれば、古代・近代を問わず政治思想史においては、政治共同体を「人的・法的団体」とみなす理解が中心的であり、「規範的政治理論における近代国家の概念において、この人的団体としての国家と、物理的領域としての国家の関係は、十分に明確化されないままであった」(山岡2015、引用はp.48)。

ここまでで得られた観点を整理しよう。政治共同体については、人的關係性と領域的關係性を区別し、両者の関係を慎重に吟味すべきこと。個人と土地の関係と、政治共同体と土地の関係、あるいは所有と領土は、概念的に区別すべきであること。土地との関係を、所有権という法的関係のみで位置づけるだけでは十分でないこと。こうしてみると、移動か定住か、開放的か閉鎖的か、という観点だけでは、土地・空間・場所との関係を論じるにはあまりに一面的であることがわかる。

### 3 空間論的転回(1) 個人と土地

境界線の閉鎖性に対して越境性・移動性を対置するノマド・スキゾ的な視座をふまえながらも、しかし、それだけでは十分ではないとみなして、土地・空間・場所との關係性に再注目し、新たに再定位をめざす。そうしたポスト越境的・ポスト脱空間的な議論が、さまざまに登場している。とくに日本国内では、東日本大震災と原発事故以後に、そうした議論が増えている。

これは、土地・空間・場所との関係を無視したり、あるいは、もっぱら乗り越えるべき対象とみなしたりするのではなく、土地・空間・場所やそれらとの關係性をきちんと分析の俎上に載せて、新たな意味づけや意義を見出したり与えたりする動向である。ここでは、人文・社会科学におけるそうした一連の動向を包括的に、「空間論的転回」と呼ぶことにしよう<sup>14)</sup>。単なる脱領域化・脱場所化ではなく、そうした批判をくぐったうえでの、新しいかたちの再領域化・再場所化こそが、「空間論的転回」のめざす課題である。それは、ポスト越境的・ポスト脱空間的ではあるが、プレ越境的・プレ脱空間的ではない。

こうした「空間論的転回」には、さまざまな議論を含めることができる。

たとえば、サスキア・サッセンは、グローバル化をめぐって、空間に注目した記述と規範を

提示している。グローバル化や電子化は、脱空間化を推進して、スウィフト『ガリバー旅行記』のラピエタのような、浮遊する司令塔を生み出すかのようなのであるが、しかしサッセンによれば、実際には、グローバル経済や電子空間は、あくまでも特定の場(都市)を中枢としている。そしてそうであるがゆえに、サッセンは、グローバル化に対する対抗や規制の可能性を、「無力だが「その場にいる」人々」に与えられるべきシチズンシップ(「場にたいする諸権利」)に求めている(サッセン 2004, 引用は pp. 37-38)。

ジェイムズ・クリフォードは、これまでの文化人類学が、居住・定住を学問的前提にしてきたことを批判する。そうではなく、居住と移動の両側面をそなえたものとして、人間の場や文化を理解すべきである、というのが彼の立場である。翻ってクリフォードは、移動・脱領域化を称揚するノマドロジーの立場(「ポストモダン・プリミティヴィズム」)にも批判的である。横断・越境・移動が解放的、定住が反動的、という図式がつねに成り立つわけではないからである(クリフォード 2002, 引用は p. 57)。定住パラダイムも、越境パラダイムも、いずれも極端なドクマティズムであり両義的な特質を見失っている、とするこうした立場は、「場所にそなわった意味と非-場所にそなわった自由とが結合しうるような空間の再構築」(オジェ 2002: 276)をめざしていると整理できよう。定住と移動をめぐるこうした両義性の指摘においては、しばしば、ホームでなくホテルのメタファーが用いられる(クリフォード 2002: ch.1, ヨブケ 2013: 169)<sup>15)</sup>。

日本では、社会学分野における吉原直樹の仕事が代表的である。吉原は、たとえば2008年の著作では、「住まう」ことを出発点にしながら、コミュニタリアニズムとは区別されるかたちで、再場所化・再領域化の課題を追究している(吉原 2008)。政治学・政治思想分野では、スラム化した生活空間のあるべき再建を検討した篠原雅武の仕事(篠原 2011)や、個人の自律に立脚した共同体のかたちを、定住と移動の二者択一を退けながら探究した伊藤洋典の仕事(伊藤 2013)を、こうした「空間論的転回」の潮流に位置づけることができる<sup>16)</sup>。

そのうえで、われわれは、2011年の震災・原発事故に由来する土地剥奪をめぐる議論・言説のなかに、「空間論的転回」の大きな潮流を見出すことが可能である。この節ではそのうち、まずは、個人と土地・空間・場所との関係にかかる議論・言説を採りあげて、論点を整理しよう。

放射能汚染による避難に関して、法学者のなかからは、望まない移動を強いられて自己決定が侵害された不正義を概念化するため、「住み続ける権利」という概念が提起された。それは、「住み続けたい人が住み続けることができない状況に内包される、社会的不正義を是正するものとして提唱された」。侵害されたのは、所有権・財産権だけではない。住まうことは、単なる場所の占拠ではなく、社会関係をつくりその関係のなかに位置することを含んでいる。つまり「住み続ける権利」は、生活設計を可能にする、さまざまな権利の束を意味する概念である(井上 2014, 引用は p. 69, 関 2014)。

事故後には、一見すると「住み続ける権利」とは真逆にも思われる「避難する権利」が提唱されて、安心できる空間を求めて移動した避難者に対する、公的支援の必要が主張されたが(河崎ほか 2012)、「住み続ける権利」はこの「避難する権利」と矛盾するものでなく、いずれも、居住移転の自由(避難・非避難・帰還を政治的・社会的に強制されない自由)を定式化した法的概念とされている(井上 2014)。これらの法的概念は、各人が自らの意志にもとづいて、土地

との安定した関係を選択できることを保障する内容をもつ。そのなかには、土地に根づいていたことにもとづく請求権、根づきを失って避難先で新しく根づくための請求権、が含まれる。

齋藤純一は、このように定式化された法概念に、理論的正当化を与える議論を展開している。齋藤によれば、「場所」は、人々が住まうなかで、「自然や他者との関係のうちに時間をかけて」さまざまな資本（社会関係資本や文化資本を含む）を投入・蓄積した地である。それゆえ「場所」は、自尊感情や生の展望を支える、基本的なケイパビリティの基盤として位置づけられる。こうした特性ゆえに、場所の剥奪は、「金銭による補償では埋め合わせることができない」（齋藤2013、引用は pp. 3, 5）。齋藤の議論は、場所との関係を論じるにあたって、一貫して個人を単位にしている点に特色がある。

ここには、コミュニタリアニズムとラベリングして済ますことのできない、人間や生をめぐる理解が示されている。われわれのそれぞれの生やアイデンティティは、特定の空間・時間において、他者とのあいだにさまざまに構築されるネットワークのなかに成立する。人は、特定の空間・関係というコンテクストのなかでの、これまでの歩みを物語ることで、自らのアイデンティティを理解・表現する（「物語的同一性」）。その意味で、土地・空間・場所は、生やアイデンティティの拠点（ホーム）であり、生活・自我・関係・資本と密接に結びついている。マルク・オジェは、場所を「アイデンティティ付与的・関係的・歴史的なもの」と定義している。言い換えるならば、場所は、自分との関係、他人との関係、他者とのあいだで共有する歴史との関係、を象徴するというのである（オジェ2002: 244-45）。こうした議論では、人と土地の関係は、量的・物質主義的語彙ではなく、ポスト物質主義的なアイデンティティ・ポリティクスの語彙で表現されている。こうした議論をふまえるならば、土地との関係の剥奪は、生のテクストに意味づけを与えるコンテクストの剥奪であり、経済的補填が可能な量的喪失ではなく質的喪失として理解される。

そしてこのようにして土地・空間・場所との関係に意味づけを与えうるならば、所有権という法的関係において土地と関係しているかどうかは、二次的な問題となる。つまり、具体的な生活・居住の事実（そこに住まうこと）こそが重要であり、所有権を有するか借地借家か、あるいは、公的に住民登録しているかどうかという点は、土地との安定的な関係にとっては必ずしも本質的ではない<sup>17)</sup>。（さらに言えば、土地との安定した関係は、区画整理や高台移転の事例に明らかなように、物理的・空間的に固定された対象との関係を必ずしも意味しない）。

木庭顕によれば、土地（一般に対象物）との安定的・直接的で透明な関係である「占有」は、さまざまな不透明な暴力、不透明な社会集団から個人を保護する原理として、古代ローマ以来、すべての法の公理に位置してきた基底的原理である。所有権とは明確に区別される「占有」は、外部の権威に依拠せずに成立する法的価値として、個人の自由を保障する立脚点である。木庭によれば、一切の法は、この占有原理のヴァリエーションですらある（木庭2010, 2011, 2015）。木庭のこうした指摘が示すのは、神に与えられた権利でも自然権でもなく、土地との安定的な関係を出発点にして、西洋世界の法システム、権利体系が形成されてきた、という理解である。

各人は、特定の土地・空間・場所との関係を築き、生やアイデンティティを構築する。こうした生の側面に注目する議論は、土地との関係に着目して、住まうこと（居住の事実）をもつ



て地位や権利の根拠としている。このような「現地主義」のロジックは、政治共同体のメンバーシップ(シチズンシップ)や移民の地位をめぐる現代の政治思想においても用いられている<sup>18)</sup>。

#### 4 空間論的転回(2) 共同体と土地

2011年の原発事故後には、発電所周辺に立地した自治体(地方公共団体)やコミュニティ(生活単位)そのものも、避難を余儀なくされて、土地からの切断を強いられた。

このうち、コミュニティに関しては、吉原直樹の「創発するコミュニティ」論がある。吉原は、被災地の現地調査をふまえて、避難者のサロンやネットワークのなかに、コミユタリアニズムとも市場主義とも異なる新しいタイプの、あるべきコミュニティの萌芽を見出している。

吉原によれば、これまでのコミュニティが、行政区分に従って上から押しつけられるだけの、「あったけどなかった」と表現できるような、形骸化したコミュニティと化していたのに対し、避難者のあいだには、同じ土地にいたという意味での領域性を出発点としながらも、人的関係性・社団性を高めて脱領域化した、ネットワーク型のコミュニティが形成されつつある。それは、人々の能動性にもとづくばかりか、定住を前提にしない「コミュニティ・オン・ザ・ムーブ」(移動中のコミュニティ)としての開放性・流動性をそなえる。吉原はこれを、ジェイン・ジェイコブズに依拠して「創発的」コミュニティと呼ぶ。ここで各人は、相互交流のなかで、自らのアイデンティティも変容させていく(吉原は、ジョン・アーリやエルネスト・ラクラウに依拠してこの関係性を「節合」と表現している)。こうした議論は、具体的な政策論の次元では、旧コミュニティの復元や帰還政策とは別方向を志向する(吉原2013、伊豫谷ほか2013、吉原2014a, 2014b, 2014c)。

吉原の議論は、コミュニティの次元における、空間的なものから関係的・過程的なものへの場所性の転換を示している<sup>19)</sup>。関係論・過程論的なネットワーク型関係性の形成を見出して、肯定的に評価する吉原の「創発するコミュニティ」論は、われわれには明らかなように、領域的關係性(領域性)よりも人的關係性(社団性)に好意的であるという意味において、政治思想の伝統に忠実である。言い換えれば、「創発するコミュニティ」論は、市民社会論・自発結社論のひとつのヴァリエーションとして位置づけることが可能な議論である。

これに対して、脱領域化しつつあるコミュニティとは対照的に、むしろ、物理的空間や領域的關係性に向き合って実務的・理論的な検討や対応を迫られたのは、自治体の場合である。福島県の複数の自治体(6町、3村)では、避難指示によって、自治体固有の空間(区域)からすべての人と行政機能が強制的に退去させられることになり、自治体はその区域と切断されたと表現しうる状況が生まれたからである。

こうした状況を受けて、2011年8月には原発避難者特例法が交付・施行された。避難者について「避難住民」や「特定住所移転者」という法的概念がつくられて、避難先・避難元自治体の対応が規定された。特例法は、「住民」と「非住民」との間に、実質的には「特例的住民」及び「特例的非住民」として理解可能な、2つの新たな法的カテゴリーを作り出した(阿部2015b: 58)。「避難住民」は、地位のうえでは避難元自治体の住民であり続けながら、避難先自治体の行政サービスを享受できるようになった。避難先に住所を移した避難者は、避難元自治

体との関係を維持するために、「特定住所移転者」という地位を選択できるようになった。

こうした一連の状況が抱える実践的・理論的課題については、行政法学・行政学の研究者が、現在に至るまで精力的に議論を積み重ねている。そのなかでもっともよく知られ、もっとも論争的だったのは、今井照『自治体再建：原発避難と「移動する村」』がまとめあげた2つの提言である。

今井は、避難しているか否かを問わず、多くの被災者が、元の土地から避難するか、元の土地に滞在（あるいは帰還）するかという二者択一に直面して、いずれの選択肢にも迷いを覚える深刻な二律背反の心理状態にある、と現状を分析したうえで、それゆえ早急な態度決定を迫らない第三の選択肢「待避（広域避難・超長期避難）<sup>20)</sup>」こそが被災者・避難者のニーズである、と主張する。そのうえで今井は、どっちつかずの葛藤状態にある避難者の避難生活を安定・向上させるための施策として、第一に、避難元での関係性を避難先の空間上に体現する、バーチャル自治体としての「仮の町」（町外コミュニティ）、第二に、避難元・避難先自治体のいずれにも帰属できる「二重住民票」（二重住民登録）を提唱した。いずれも、現在の住まいの場所にかかわらず、元の自治体との関係を維持できるようにするための提案である（今井2014）。

この2つの提案には、土地・空間・場所との関係に関わる多くの論点が含まれている。

第一の「仮の町」の構想は、自治体と土地の直接的・物理的関係を分離するものである。住民、区域、自治権という自治体の3要素について、「むしろ、要素を欠けうるのが常態である」（金井2015b: 38）とするならば、亡命政府がそうであるように、元の区域から追われて固有の空間的基盤を欠いても自治体は成立しうるのではないか、との発想がこの提言の前提にある<sup>21)</sup>。ここで問われているのは、政治共同体において人的関係性（社団性）と領域的關係性（領域性）の関係をどう理解するか、という伝統的な問題の変奏である。

これに対して、第二の「二重住民票」提案の理論的含意の中心は、人と自治体の関係には複数のチャンネルがありうる、メンバーシップは多重的・多層的でありうる、という点にある。

金井利之は、関連する理論的論点をさまざまに詳論している。まず、人と自治体の関係を媒介する〈住む〉ことに関して、「各人の生活の本拠」（民法第22条）としての住所は、実態において単一に限られているか、あるいは限られるべきか。そもそも、人と自治体の関係を媒介するのは、〈住む〉ことに限られるか。〈住む〉ことがなくても、〈所有すること〉や、その場に〈いること〉（通勤・通学すること、訪問すること、通過すること）によって、われわれは自治体の行政活動の対象となったり、自治体とのあいだに受益・負担の関係をもったりしている（たとえば固定資産税）。のみならず、住む・所有する・いるという属性を現時点では欠くが、過去に居住していた、ふるさとである等の理由から〈つながり意識をもつ〉ことに由来する関係性もある（たとえば「ふるさと納税」や戸籍制度）（金井2014, 2015b）。こうした議論は、自治体と人間集団が一对一に対応するモデルではなく、さまざまな属性・地位ごとに構成される、外延を異にする複数の人間集団が自治体と関係をもつマルチレイヤー・モデルで、人と自治体の関係を理解している<sup>22)</sup>。

以上の今井の問題提起はさまざまな論争・分析を惹起し、興味深いことに、そのなかでは、土地・空間・場所をめぐる現行の地方自治制度が前提としているパラダイムが明確化・意識化されることにもなった。

第一に、現行法制においては、住民が「あたかも土地から生える草のように」(金井 2015c: 72) 定義されていることが明確化された。人を区域にのせて登録するパラダイムである。

太田匡彦によれば、現行の自治体(地方公共団体)は、区域にもとづいた「開放的強制加入団体」である。各人は、居住移転の自由によって住所を選択できるが、しかし、選択した住所を区域とする自治体には、意思を問わずに強制的に加入させられる(太田 2008, 2015)。金井利之によれば、人をどこかの土地に紐づけて悉皆把握するのは、個人の便宜ではなく、統治の便宜のためである。つまり住所や住民は、統治の便宜のためにつくられた人為的な擬制である。たとえば、一見すると純物理的な概念のようにも思われる住所は、人の移動性ゆえに、時間の要素(もっとも長くいる、夜にいる等)を加味して人為的に定義がなされている(金井 2014, 2015a, 2015c)。

第二に、自治体の固有性が「空間管理」にあることが明確化された。太田によれば、地方公共団体を地方公共団体たらしめ、一般的な機能団体と区別する固有な特質は、固有の区域をもち、区域の物理的空間に対する「空間管理」(復興計画に見られるような、区域それ自体に対する管理)を行うことに求められる(嶋田ほか 2015: 163, 191-92)。これは、われわれの観点からパラフレーズするならば、政治共同体の固有性を領域性に求める議論にほかならない。

そのうえで、第三に、原発避難者特例法の例外性が指摘された。特例法は、避難元自治体からの「Exitを抑制するための一つの法的な工夫」(阿部 2015a: 154)としての意図により、現住所主義という一般原則から逸脱している。特例法は、かつての土地との関係に配慮するからである。

太田匡彦の言葉を用いて換言すれば、現住所ではなく意思にもとづいて「避難住民」や「特定住所移転者」の地位を付与する特例法は、過去の記憶や将来の構想という、「通時的な要素に基づく連帯」に配慮している。それは、「これまで指定市町村の区域内で生活を共同で営んできた記憶、東日本大震災と福島第一原発事故による避難という経験、さらには帰還という将来の構想(希望)の共有、といった時間軸の中に位置づけられる要素の共有」に法的価値を認めて、避難元自治体をゴーイングコンサーン(継続すべき価値)として維持するための手段を用意している(太田 2015, 引用は p. 40)。

こうした分析をふまえるならば、原発避難者特例法や「仮の町」・「二重住民票」の構想は、「いずれは帰還したいという思いに応じるとともに、そうした思いの減退を抑制したいという意図」(阿部 2015b: 64)にもとづいて、現住所主義を原則とする自治体の空間的定義のなかに、例外的に、過去から現在を経て未来に至る時間的定義を加えている、と理解できる。

ただし、このように時間的契機を導入することに、少なくない行政法学・行政学研究者は警戒的ないし否定的である。太田は、自治体は強制加入であるため、時間軸を加えて(「伝統」のような形態で)実体化された紐帯を導入するのは不適切であると主張するとともに、そうすることでかえって人々のあいだに分断が生まれる可能性を指摘する(太田 2015: 44-47, 嶋田ほか 2015: 169-70)。飯島淳子によれば、時間的・歴史的要素の導入は、「生きられる空間ないし郷土への愛着を法律論から放逐し、土地(権力の源泉)と家(権力と財産)から切り離すことでようやく、住民からの個人の解放を成し遂げた近代立憲主義」と齟齬する(飯島 2015: 139)。金井は、空間基準の明快さに比して、時間基準が「支配・管理の効率性」を損ねると指摘する(金

井 2012: 3)。阿部昌樹は、避難者の意向調査データをふまえたうえで、避難者や元住民との関係を維持・回復する路線ではなく、現住所主義の原則に従って新住民の受け入れに力点を置く政策に、被災自治体の復興の可能性を見出している（阿部 2015b: 69）。

つまり、こうした通説的見解は、政治共同体が固有の土地・区域に立脚しており、その空間管理を固有の機能としていることを前提にしたうえで、しかし、土地に根ざした集合的アイデンティティを法制度に直接的に接続することにはつとめて否定的である。

### おわりに ディアスポラになぞえること

われわれは、「空間論的転回」の概念のもとに、土地・空間・場所との関係について真摯に分析・検討するようになった動向を確認してきた。

第3節で確認したように、個人と土地の関係をめぐっては、土地・空間・場所が、生やアイデンティティの舞台であることを強調するさまざまな議論が生まれている。それは、生き方や人格に関わるという意味においてウェットな議論である。ここからは、「空間論的転回」が、ポスト物質主義やアイデンティティ・ポリティクス of 理論的潮流と密接に関連していることも理解することができる。

ところがこれとは対照的に、第4節で確認したように、共同体・集団と土地の関係をめぐる議論・言説は、つとめてドライな傾向にある。土地・空間・場所に関心を向けるものの、むしろ脱空間化に好意的なコミュニティ論や、現住所主義と空間管理を強調する行政法学・行政学は、いずれも、土地・空間・場所に根ざした集合的アイデンティティ（われわれ意識）には寡黙的・抑制的である。こうした対照的な二つの立場には、土地・空間・場所を、生やアイデンティティの舞台として位置づけるか、単なる物理的領域として理解するか、という対抗関係を確認することができる。

もとより、集合的アイデンティティをめぐり、専門家たちのドライな議論には、理由がないわけではない。自治体は、人為的な境界線によって画されたユニットであり、その住民は、その区域内の土地にその時点でたまたま位置することだけを根拠にしてひとまとめにされた、その意味で刹那的・流動的・非同質的な人間集団である。それゆえ、かつて最高裁が地方公共団体の要件のひとつとみなした「共同体意識」とはそもそもなにか、それは本当に必要か、という問いはごく正当である（阿部 2015a: 147）<sup>23</sup>。さらに、自治体が統治機構の一部であり「強制加入団体」であることもふまえるならば、その制度設計や運用をめぐり次元の議論において、集合的アイデンティティ（われわれ意識）に寡黙的・抑制的であることは、自由主義的価値を重視する法学・政治学のごく正統的な発想である。

遡って、日本語圏での「空間論的転回」を一気に進展させることとなった、震災・原発事故による土地剥奪に立ち戻ってみるならば、今井照が議論の出発点としていたのは、「戻りたいけど戻れない」「戻りたくないけど戻らなくてはならない」という、被災者・避難者の切迫した心理的葛藤であった。この心理的葛藤に注目するならば、その背後に、これまでの居住地や自治体に対する帰属意識や集合的アイデンティティが控えていることは否定しがたい。「ふるさと喪失」という表現で語られる「ふるさと」には、単に土地ばかりでなく、その土地との関係、

そこでの人間関係、そこへの帰属意識も含まれている。

ネイションとは、ネイションに属するという帰属意識をもつ人々の集団である、というルナン型の主観的定義が示すように、集合的アイデンティティは、必ずしも客観的属性の共有にもとづくわけではない。ナショナリズム研究やナラトロジーの知見が伝えるように、同じ属性を共有するかどうかにかかわらず、共通の過去・現在・未来を物語るナラティブを媒介にして、われわれ意識は構築される。「状況に応じて構成されるアイデンティティ situational identity」(Kaufert 1977) の概念が伝えるように、平時にはほとんど意識すらされなかった集合的アイデンティティであっても、状況に応じて活性化されることがある。震災・原発事故後の事例においては、種々の苦難の経験のなかで、それまでの生活空間に根ざした帰属意識や、自治体を単位とする集合的アイデンティティが意識化・活性化された可能性は否定しがたい。

震災・原発事故後の国内の言説では、避難者を難民やディアスポラになぞらえることはタブー視されて、一般的には回避されてきた。しかし、離散、望郷、過去の記憶、移転先での疎外、移転先に対する両義的意識で特徴づけられる集合的アイデンティティによってディアスポラが定義されるならば(クリフォード 2002: ch. 10)、原発事故が生み出した避難者集団は、定義上、ディアスポラである。そして、こうした定義の適用が成り立つならば、集合的アイデンティティを無視したままに、われわれのディアスポラについて適切な理解や対応が可能となるかどうかは、きわめて疑わしい。

語られるべき問題はここからである。住まうことや土地との関係性が、個人的・集合的アイデンティティと密接に結びつくとき、法や政治はどう対応するのが適切か。個々の避難者の、あるいはディアスポラの苦難のひとつが、われわれ意識(集合的アイデンティティ)の毀損にあるとすれば、法や政治はどう対応することが適切か。

一方の極には、公私二元論や自由主義の原理にもとづいて、アイデンティティの問題に公権力が関与することにきわめて抑制的な、伝統的な法学・政治学の立場がある。部分社会のアイデンティティに対しては、フランス型の共和主義原理も同様の抑制的な立場を採用するであろう。こうした立場が重視するように、たしかに、個人に対して抑圧的にも作用する可能性のある原理に対する警戒は、いまなお重要である。他方、もう一方の極には、権利主体を個人に限定するだけでは不十分であるとして「集団の権利」を認めたり、財の再分配だけではなく承認の重要性を説いたりする、多文化主義やアイデンティティ・ポリティクス<sup>24)</sup>の立場がある。もとよりこちらの路線を採用する場合であっても、自治体は「開放的強制加入団体」であるがゆえに、自治体に根ざした集合的アイデンティティには、「新住民を復興の担い手として積極的に受け入れていこうという構想」(阿部 2015b: 69) と両立しうような開放性が不可欠に要請されるであろう。これは、多様な理解をもつ多様なメンバーの関係のなかで、たえず構築され直されていく、という非本質主義的・非実体的なモデルで——つまり多様なアクターが参画する論争的な政治プロセスの産物として——集合的アイデンティティを理解するということである<sup>24)</sup>。

この2つの極のあいだには、理論的対立が存在している。しかし、「空間論的転回」を経たわれわれは、土地・空間・場所との関係や、それに由来するアイデンティティをめぐる問題をはや見て見ぬふりはできない、というメタ・コンセンサスを共有できるはずである。震災・原発事故以後の土地剥奪について積極的に発言してきたとは言いがたい政治思想研究が、分析・

検討すべきこと、分析・検討できることは、今なお多い。

## 注

- 1) もとより、土地・空間・場所をめぐる研究が皆無だったわけではない。政治と空間の双方向的関係はさまざまに分析されており、たとえば都市計画は行政学・公共政策学が論じてきたテーマであるし、都市や空間を広義のテキストとみなす政治思想研究もある（近年では原武史が「空間政治学」を提唱している。たとえば原 2014）。このエッセイがフォーカスしているのは、土地・空間・場所との関係である。
- 2) 時間については、かつて犬塚 2012a において、これまでの政治思想研究が忌避してきたことを指摘したうえで、この小文に類した検討作業を行った。
- 3) 戦後日本における在外財産補償問題や、そのなかで主張された受忍論について直野 2016。水俣病によって帰属する場所が破壊された、との石牟礼道子の議論について伊藤 2013: ch. 4。
- 4) ヴェイユ 2010、引用は上 p. 64。ヴェイユによれば、「根をもつこと」は「過去への愛」と密接に関連するが、それは反動とは無関係である。「根をもつこと」は閉鎖性ではなく、むしろ開放性を要請する（同 pp. 76-77）。
- 5) アレントの政治思想における両側面の関係をめぐる近年の論争として森川 2015、2016、山本 2016。
- 6) 代表的なものとして杉田 2005。近代日本における境界線の伸縮について塩出 2015。
- 7) 政治思想史研究では、国民国家を与件・前提としたこれまでの思想史叙述が批判されて、「国際論的転回」が唱道されている（アーミテイジ 2015）。タックの研究も「国際論的転回」に連なる。タックは、国際関係と主権をそれぞれモデルにして自然状態と自然権が論じられるようになったこと、つまり国際関係論を国内政治へ転用して近代の政治思想が形成されたことを示した（タック 2015）。
- 8) そのほか、20 世紀英米における「財産所有デモクラシー」について松尾 2016、第三章。
- 9) アンリ・ルフェーブルの都市論もこの系譜において理解することができる。ルフェーブル 2011 など。
- 10) ニューージーランドでは議会法によって川に法人人格が認められた。2017 年 3 月 16 日 AFP 通信。
- 11) リバタリアニズムをめぐる以下の議論は、山岡 2015 から多くの示唆を受けている。
- 12) 一般にリバタリアニズムは、国境線を越えた人の自由な移動に肯定的だが、リバタリアンとされる論者のなかにも移民規制派が存在している（森村 2014）。
- 13) 所有権と領土権をめぐる概念的混乱の一例として、国家の領土であることを明確にするために、所有者のいない離島を国有化した、という日本政府の対応がある。2017 年 4 月 8 日朝日新聞。
- 14) 「空間論的転回」の語彙は、日本語圏では吉原直樹がよく用いている（たとえば吉原 2008: 18）。ソジャ 2005（日本語版）の副題もこの語を用いる。
- 15) 思想史学の領域においては、「プリテン史」をめぐるポーコックの一連の議論に、定住と移動をめぐる両義的認識を確認することができる（ポーコック 2013）。
- 16) そのほかの例として竹井 2005、篠原 2007。
- 17) 東日本大震災において、被災者生活再建支援制度は、住民票を有しない被災世帯にも適用された。
- 18) 国籍決定に関する出生地主義（どこに生まれたかを問う）と血統主義（だれの子どもとして生まれたかを問う）が、いずれも、出生という非選択的属性に依拠する点で共通することを指摘し、これに対して、いまだどこに住んでいるかという選択可能な属性に注目する現在地主義を対置する主張がある（ヨブケ 2013、サッセン 2004: 94）。
- 19) 伊藤 2013: ch. 5 も参照。
- 20) 船橋晴俊の提唱した概念である。船橋 2014 を参照。
- 21) ただし、元の固有の区域との関係（あるいは元の区域そのもの）がすべて消滅したわけではなく、オンライン・コミュニティのように空間的属性を一切欠いているわけではないことにも、同時に注意すべきである。その意味では、「バーチャル自治体」や「空間なき自治体」という表現は、必ずしも正確で

はない。さらに、「仮の町」構想は、物理的・空間的な集住の提案であることにも注意すべきである。みなし仮設住宅に分散して住む避難者のニーズや利益は、仮設住宅に集住する避難者に比べて把握・代表されにくい、という指摘もなされている(佐藤 2014, 金井 2013, 2015b)。

- 22) 未成年や外国人の扱いに明らかなように、現行制度では、住民と政治的市民は同一ではなく別レイヤーに位置している(金井 2015a)。滋賀県愛荘町は、通勤通学者や永住外国人に投票権を与える常設型住民投票条例を制定した(2017年3月9日毎日新聞)。こうしたマルチレイヤー・モデルは、国民国家や移民をめぐる理論的分析においては珍しくない。たとえば、トランスナショナルな複合的・多層的シチズンシップのひとつとしての、「準シチズンシップ」「デニズン」というステータスの提唱(カースルズ, ミラー 2011: 60)や、国民国家において国家、ネイション、居住者、法的シチズンシップ(国籍)の境界線の不一致ゆえに「帰属の政治」が生じるとの指摘(ブルーベーカー 2016: 45)がある。
- 23) 地方自治体における集合的アイデンティティをめぐる学問的アプローチのひとつとして、同じ区域に集住することから生まれる「共同利益」や「生活上の共同的必要性」に、紐帯や集合的アイデンティティの根拠を求める立場がある(たとえば飯島 2013, 2015)。この立場は、共時的空間性を基準とする原則を維持したまま紐帯(われわれ意識)を論じられる長所をもつが、難点も少なくない。たとえば津波リスクを例にとっても、利益を共有する生活・集住の単位が、人為的に策定された行政区域と重なると想定するのは困難である。ステークホルダー・デモクラシー論は、利益の共通性にもとづいて編成される集団(機能的デモス)は多元的であり、なおかつ、恣意的に線引きされた自治体の単位とはむしろ一致しないことを強調している(松尾 2016)。他方でたしかに自治体の区域には共通利益が存在する。同一の行政が適用されること、同じ区域を空間管理することに由来する共通利益である。しかしこれはいわば区域そのものが生み出す共通利益であり、定義上、区域の再編成にもなって容易に再定義される。つまりこの場合、共通利益は区域のトートロジーにすぎない。
- 24) 松尾 2017 は、中間貯蔵施設建設計画に関して、「土地と結びついた人間の復興へ向け」「必ずしもその地域に居住するわけではない人びとも含めた「住民」が協働して地域の将来像を描いていく」モデルを提唱しながら、地域の内発的発展や集合的アイデンティティのあるべきすがたに言及している。

## 引用・参考文献

- 阿部昌樹 [2015a] 「コメント—自治体の「区域」と「住民」をめぐる—」嶋田暁文ほか 2015。  
 ——— [2015b] 「全町避難・全村避難と地方自治」小原隆治, 稲継裕昭編『震災後の自治体ガバナンス』東洋経済新報社。  
 アーミテジ, D. (平田雅博, 山田園子, 細川道久, 岡本慎平訳) [2015] 『思想のグローバル・ヒストリー: ホップズから独立宣言まで』法政大学出版局。  
 アーレント, H. (大島通義, 大島かおり訳) [1981] 『全体主義の起原 2 帝国主義』みすず書房。  
 飯島淳子 [2013] 「区画・区域・土地」『地方自治』791。  
 ——— [2015] 「「居住移転の自由」試論」嶋田暁文ほか 2015。  
 伊藤洋典 [2013] 『「共同体」をめぐる政治学』ナカニシヤ出版。  
 犬塚元 [2012a] 「時間軸において「伝える」こと: 西洋政治思想史における「伝統」をめぐるナラティブ」川崎修編『政治の発見 6 伝える』風行社。  
 ——— [2012b] 「震災後の政治学的・政治理論的課題: 「不確実・不均衡ナリスク」のなかの意思決定・連帯・共存の技法」稲葉馨ほか編『今を生きる—東日本大震災から明日へ—復興と再生への提言』3] 東北大学出版会。  
 井上英夫 [2014] 「住み続ける権利: 21世紀人類の課題として」『学術の動向』19 (2)。  
 今井照 [2014] 『自治体再建: 原発避難と「移動する村」』ちくま新書。  
 伊豫谷登士翁 [2007] 『移動から場所を問う: 現代移民研究の課題』有信堂高文社。

- 伊豫谷登士翁, 齋藤純一, 吉原直樹 [2013] 『コミュニティを再考する』 平凡社新書.
- ヴェイユ, S. (富原真弓訳) [2010] 『根をもつこと』 岩波文庫.
- 太田匡彦 [2008] 「住所・住民・地方公共団体」『地方自治』727.
- [2015] 「居住・時間・住民：地方公共団体の基礎に指定されるべき連帯に関する一考察」 嶋田暁文ほか 2015.
- オジェ, M. (森山工訳) [2002] 『同時代世界の人類学』 藤原書店.
- カースルズ, S., ミラー, M. (関根政美, 関根薫訳) [2011] 『国際移民の時代』 名古屋大学出版会.
- 金井利之 [2012] 「空間なき市町村」の可能性：原子力発電所が存在するなかで市町村が向き合う課題」『自治体学』36 (1).
- [2013] 「集団移転と住民意思反映」『都市とガバナンス』19.
- [2014] 「住民生活再建と住民登録の在り方」『学術の動向』19 (4).
- [2015a] 「公務員側面から見た自治体・空間の関係」『自治総研』438.
- [2015b] 「地方治態の3要素：住民・区域・自治体」宇野重規, 五百旗頭薫編『ローカルからの再出発：日本と福井のガバナンス』有斐閣.
- [2015c] 「対象住民側面から見た自治体・空間の関係」嶋田暁文ほか 2015.
- 川崎修 [2005] 『アレント：公共性の復権』 講談社.
- 河崎健一郎, 菅波香織, 竹田昌弘, 福田健治 [2012] 『避難する権利, それぞれの選択：被曝の時代を生きる』 岩波ブックレット.
- 関西学院大学災害復興制度研究所, 東日本大震災支援全国ネットワーク, 福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク編 [2015] 『原発避難白書』 人文書院.
- クリフォード, J. (毛利嘉孝, 有元健, 柴山麻妃, 島村奈生子, 福住廉, 遠藤水城訳) [2002] 『ルーツ：20世紀後期の旅と翻訳』 月曜社.
- 木庭顕 [2010] 『ローマ法案内：現代の法律家のために』 羽鳥書店.
- [2011] 『現代日本法へのカタバシス』 羽鳥書店.
- [2015] 『現代日本民法の基礎を問う：笑うケースメソッド』 勁草書房.
- 斎藤純一 [2013] 「場所の喪失／剥奪と生活保障」 斎藤純一, 川岸令和, 今井亮佑著『原発政策を考える3つの視点』 早稲田大学ブックレット.
- 酒井隆史 [2011] 「(ジェントリフィケーション下の) 都市への権利」 吉原直樹, 斎藤日出治編『モダニティと空間の物語：社会学のフロンティア』 東信堂.
- サッセン, S. (田淵太一, 原田太津男, 尹春志訳) [2004] 『グローバル空間の政治経済学：都市・移民・情報化』 岩波書店.
- (伊藤茂, 伊豫谷登士翁訳) [2011] 『領土・権威・諸権利：グローバリゼーション・スタディーズの現在』 明石書店.
- 佐藤岩夫 [2014] 「原発事故避難者の日常の法的支援と「司法ソーシャルワーク」」『学術の動向』19 (2).
- 塩出浩之 [2015] 『越境者の政治史：アジア太平洋における日本人の移民と植民』 名古屋大学出版会.
- 篠原雅武 [2007] 『公共空間の政治理論』 人文書院.
- [2011] 『空間のために：遍在化するスラム的世界のなかで』 以文社.
- 嶋田暁文, 阿部昌樹, 木佐茂男編, 太田匡彦, 金井利之, 飯島淳子著 [2015] 『地方自治の基礎概念：住民・住所・自治体をどうとらえるか?』 公人の友社.
- 杉田敦 [2005] 『境界線の政治学』 岩波書店.
- 関礼子 [2014] 「原発事故避難と「住み続ける権利」」『学術の動向』19 (2).
- ソジャ, E. (加藤政洋訳) [2005] 『第三空間：ポストモダンの空間論的転回』 青土社.
- 竹井隆人 [2005] 『集合住宅デモクラシー：新たなコミュニティ・ガバナンスのかたち』 世界思想社.
- タック, R. (萩原能久監訳) [2015] 『戦争と平和の権利：政治思想と国際秩序 グロティウスからカント



- まで』風行社.
- 直野草子 [2016] 「戦争被害受忍論：その形成過程と戦後補償制度における役割」『地球社会統合科学』23 (1).
- 名和田是彦 [2000] 「都市と領域的秩序」『法哲学年報』1999.
- [2003] 「「領域社団」論：都市社会の法的分析のための基礎理論の試み」『日本都市社会学年報』21.
- 原武史 [2014] 『完本 皇居前広場』文藝春秋.
- 人見剛 [2014] 「原発事故避難者住民と「仮の町」構想」『学術の動向』19 (2).
- 船橋晴俊 [2014] 「日本学会議による「原発災害からの回復と復興のために必要な課題と取り組み態勢についての提言」」『学術の動向』19 (4).
- ブルーベーカー, R. (佐藤成基, 高橋誠一, 岩城邦義, 吉田公記訳) [2016] 『グローバル化する世界と「帰属の政治」：移民・シティズンシップ・国民国家』明石書店.
- ポーコック, J.G.A. (犬塚元監訳) [2013] 『島々の発見：「新しいブリテン史」と政治思想』名古屋大学出版会.
- ポリアコフ, L. (アリア主義研究会訳) [1985] 『アリア神話：ヨーロッパにおける人種主義と民族主義の源泉』法政大学出版局.
- マクファーソン, C.B. (藤野渉訳) [1980] 『所有的個人主義の政治理論』合同出版.
- 松尾隆佑 [2016] 「ステーキホルダー・デモクラシーのモデル構築：ポスト政治期における多元的統治の民主的統御に関する規範理論研究」法政大学博士論文.
- [2017] 「原発事故被災地の再生と中間貯蔵施設：民主的合意の形成へ向けて」『サステイナビリティ研究』7.
- ミーク, R.L. (田中秀夫監訳) [2015] 『社会科学と高貴ならざる未開人：18世紀ヨーロッパにおける四段階理論の出現』昭和堂.
- 美馬達哉 [2011] 「災害をめぐる Disaster at large」『現代思想』39 (9).
- 森川輝一 [2015] 「建築と政治、制作と活動：山本理顕『権力の空間／空間の権力』によせて」『政治思想学会会報』41.
- [2016] 「山本理顕氏のリプライに寄せて」『政治思想学会会報』42.
- 森村進 [2014] 「移民規制に関するリバタリアンの議論」『千葉大学法学論集』29 (1).
- 山岡龍一 [2015] 「所有権と領土権：規範的政治理論における主権国家概念の再検討」『政治思想研究』15.
- 山本理顕 [2016] 「「活動体験」は「建築空間」に先行するか」『政治思想学会会報』42.
- 吉原直樹 [2008] 『モビリティと場所：21世紀都市空間の転回』東京大学出版会.
- [2013] 『「原発さまの町」からの脱却：大熊町から考えるコミュニティの未来』岩波書店.
- [2014a] 「コミュニティ・オン・ザ・ムーブ：破局から」『学術の動向』19 (4).
- [2014b] 「もうひとつの避難者たち：おおくま町会津会の人びと」『専修人文論集』95.
- [2014c] 「自治会・サロン・コミュニティ：「新しい近隣」の発見」『社会学年報』43.
- ヨブケ, C. (遠藤乾, 佐藤崇子, 井口保宏, 宮井健志訳) [2013] 『軽いシティズンシップ：市民, 外国人, リベラリズムのゆくえ』岩波書店.
- ライオン, A. (森村進, 桜井徹訳) [1993] 『所有』昭和堂.
- ルフェーヴル, H. (森本和夫訳) [2011] 『都市への権利』ちくま学芸文庫.
- Arendt, H. [1973] *The Origins of Totalitarianism*, Harcourt Brace Jovanovich.
- Gatens, M. [2008] "Politicizing the Body: Property, Contract, and Rights," *The Oxford Handbook of Political Theory*, eds. John S. Dryzek, Bonnie Honig, and Anne Phillips, Oxford University Press.
- Kaufert, J. M. [1977] "Situational Identity and Ethnicity among Ghanaian University Students," *The Journal of Modern African Studies* 15 (1).

Schmidtz, D. [2011] "Property," *The Oxford Handbook of the History of Political Philosophy*, ed. George Klosko, Oxford University Press.

\*この小文は、立命館大学国際言語文化研究所連続講義「越境する民——変動する世界」の第2回講義「フクシマ後の移動——政治思想史の観点から」（2016年10月14日）における、「ヨーロッパ政治思想史における定住と放浪：政治思想史は、人間と土地の関係についてどのように考えてきたか？」と題する口頭報告に由来するが、大幅な加筆・修正がなされている。企画・司会の井上彰先生、コメントーターの野口雅弘先生、登壇者の宇野重規先生、当日に参加して下さったみなさま、立命館大学国際言語文化研究所の関係するみなさまにお礼申し上げたい。